



デラウェア法人設立のデメリット

- ・ **税務会計が煩雑**

アメリカに本社を登記すると、税務申告で二重の手間がかかることになります。日本で申告し、アメリカでも申告しなければならない場合もあります。アメリカ法人でも、日本に支店を登記して日本で営業活動をした場合には、日本で税務申告をしなければなりません。ただし、いったん日本またはアメリカで納めた税金は、日米租税条約によってもう一方の国では納める必要がありません。税金の二重取りはないということです。
- ・ **実態のない「ペーパー・カンパニー」だと思われがちである**

デラウェアに設立登記するだけのバーチャル・カンパニーでは日本で信用が得られる筈がない、という懸念があるかと思います。確かに胡散臭く思われる面もありますが、これは日本法人であっても全く同じといえるでしょう。例えば、日本法人でも設立後3年以内（3期以内）では機材をリースするにもそもそも審査外という実態があります。つまり、どんな「形態」であろうと形は関係ありません。要は「ビジネスそのもの」が評価されるか否かということが重要かと思われまます。
お客様へのファースト・コンタクトの際の印象を考えれば、できるだけその「ビジネス」に実態を付け加えていくことこそが、「信用」に繋がっていくと捉えています。
- ・ **日本では株式会社として登記されない**

米国法人は、日本の登記簿謄本では株式会社として記載されません。日本的に考えた場合、このような会社には信用をおけないということになるのかもしれませんが。
しかし、アメリカにおいて株式会社であることは事実です。故に、もし人に聞かれた場合はアメリカの法律に基づく株式会社だと答えればそれで十分かと思われまます。
アメリカ法人であっても、名刺や封筒、レターヘッドなどに株式会社と表記することは可能です。本社がアメリカにあるということが一目で分かるように明示されていれば、そのように表現しても問題はないというのが日本の司法書士の見解です。
また、日本の法律ではアメリカに会社を登記して日本国内に事務所を置く、などといった恒久的施設を作ってビジネスをする場合は支店を登記しなければならないと規定されています。したがって、本体は外国法人であっても登記された日本支店は法人格を持ち、商法上の活動を認められています。
ただし、アメリカの会社が出張員や駐在員代理を置いてセールス活動をする場合は、これには該当しないケースも出てきます。雇用契約はアメリカ本社で結び、利益は全部アメリカに落とすのであれば日本には登記しなくてもいいケースも考えられます。また、旅行業の登録など行政関係の許認可では、条件さえ整えば外資系であっても認可されるケースもあります。
- ・ **公的金融機関を利用できない**

中小企業金融公庫や国民生活金融公庫などの日本の公的金融機関から融資を受けることはできません。これらの公的融資は、日本に設立登記した会社しか受けられないことになっているからです。
しかし、これからの時代の資金調達方法はこのような間接金融への過度な依存から脱却して、直接金融を目指すべきでしょう。公募による株式や私募債を発行することなどで資金調達の道は開けてきます。
- ・ **毎年登記を維持するための手続きが必要**

日本の有限会社の場合は、役員や本店住所、業務内容などに変更がない限りは、登記維持のための費用は必要ありません。しかし、デラウェア法人の場合は一度法人を設立すると登記維持のための手続きが毎年必要であり、それに伴うコストが発生します。これは最低限登記を維持するための費用（州政府に届け出る登記住所の使用料）や書類処理の代行手数料として年間5万円と、州登録税50ドルです（2001年3月現在）。その他、銀行口座の開設や税務会計処理、日本支店登記などをする場合には、別途付帯業務費用がかかりますが、休眠状態であればこれ以上の費用はかかりません。ちなみに日本の株式会社の場合は、毎年役員改選登記などの手続きを司法書士に依頼すると約4万円の費用がかかります。
- ・ **海外の会社ゆえに規制される法律は、日本の商法や会社法ではなく現地の法律である**

例えばアメリカに会社を設立した場合、会社設立の準拠法は、デラウェア州の場合はデラウェア州の会社法に準拠しその後の事業活動そのものもすべてデラウェア州の法律に準拠する必要があります（デラウェア州以外で事業をする場合はその州の法律に準拠する）。つまり、もし本格的に事業活動をした場合は全て現地の法律に準拠して問題を解決する必要があるということです。そういうケースでは当然、英語の問題を含め税務や法務関係のコストやリスクの負担が日本だけではなく現地でもかかることになります。